

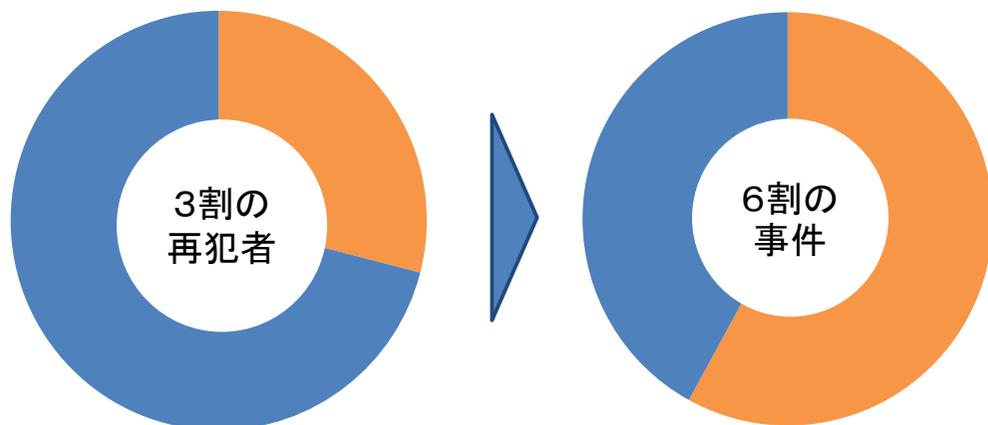
再犯防止キャラバン

～立ち直りをみんなで支える明るい社会に向けて～

平成27年8月10日 法務省

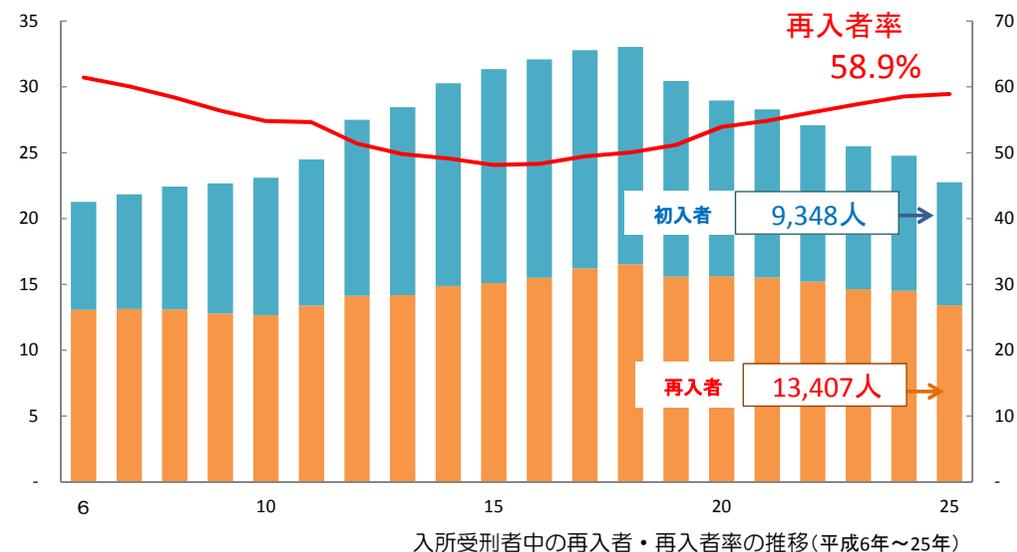
再犯防止に向けた政府の取組み

約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われている



(出典:平成19年犯罪白書)
昭和23年から平成18年9月30日までの間に有罪が確定した者のうち、初犯者・再犯者の区別をせずに無作為に抽出した100万人を対象として調査したもの。

刑務所に收容される受刑者に占める再入者の割合が上昇



▶ 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月・犯罪対策閣僚会議)が決定される

我が国において初となる刑務所出所者等の再犯防止に向けた取組に関する政府の計画

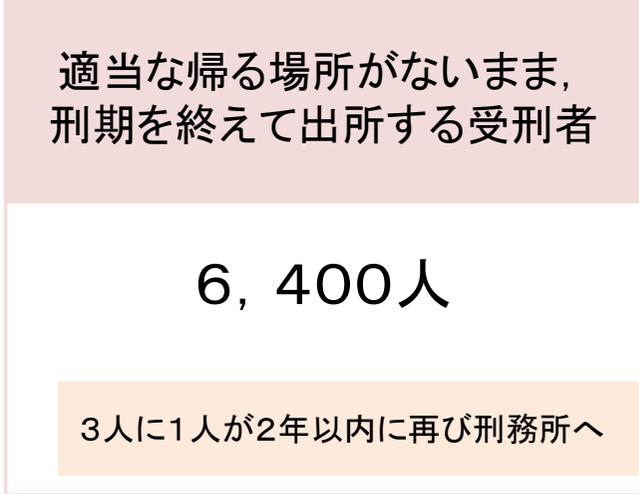
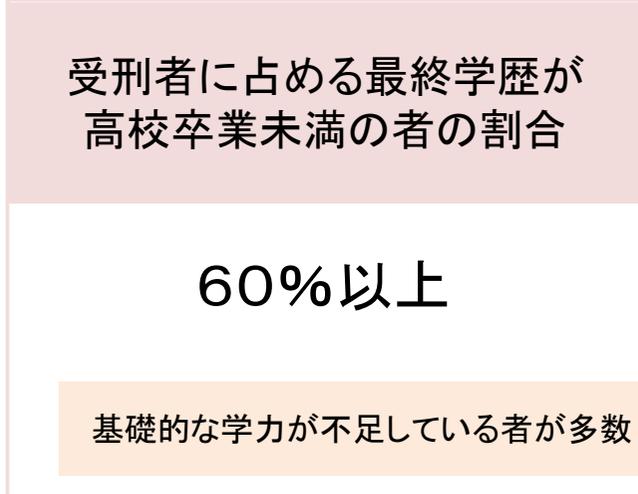
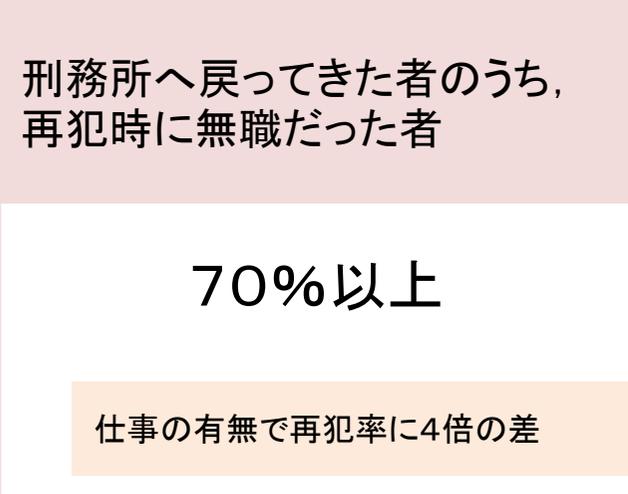
数値目標 平成33年までに出所後2年以内再入率を20%以上減少させる(20%→16%)

▶ 宣言「犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月・犯罪対策閣僚会議決定)

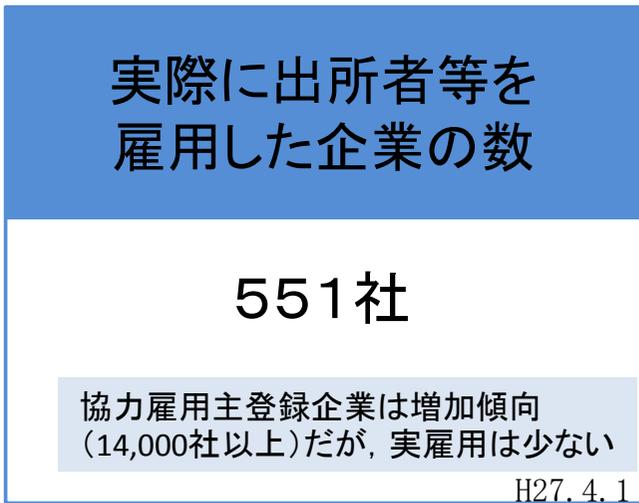
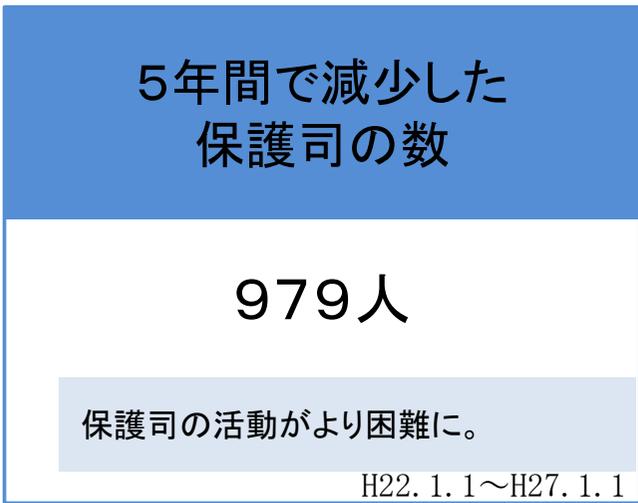
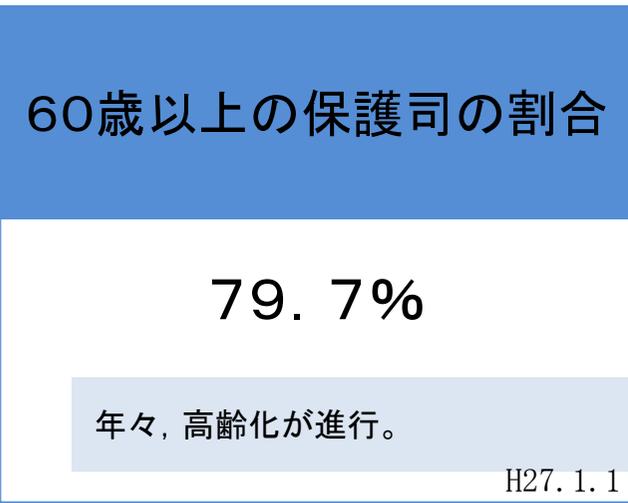
「犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れる(RE-ENTRY)ことが自然にできる社会」の構築を目指し、国の取組に加えて、国民の御理解と御協力を求めるもの。

再犯防止の現状

出所者の5人に1人が2年以内に再び刑務所へ ➤ 刑務所に収容される者の半数以上が再入者



犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の力が低下しかねない状況



再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月・犯罪対策閣僚会議決定)

犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、
再び受け入れる(RE-ENTRY)ことが自然にできる社会にする

- 1 出所者等を雇用している企業の数をも3倍(500社 → 1,500社)に
- 2 帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少

国の取組方針



社会と
つながる

社会とのつながりを持ちながら
指導や支援を行う体制づくり



刑務所・少年院での雇用ニーズに合った職業訓練・指導



支援が
つながる

切れ目ない指導・支援を行う
国と地方の協力体制づくり

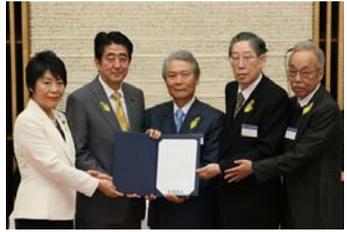


地域生活定着支援センターとの打合せ



社会に
ひろがる

立ち直りを支えるボランティアや
企業等が活動しやすい環境づくり



再犯防止対策への理解を求める総理メッセージを囲んで



企業が出所者等を安心・継続的に雇用するためのサポート体制

地域の安全・安心な暮らしづくりに取り組む保護司について

問題が表面化しにくい社会状況

都市化

高度
情報化

孤立化

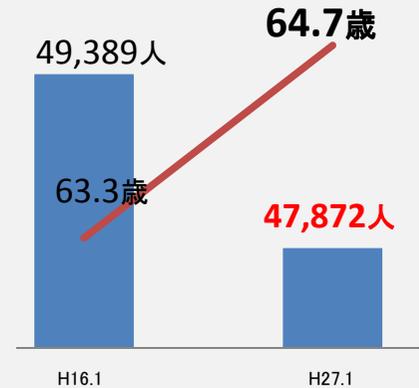
社会環境が変化(高齢化, 都市化)する中, 困難な事例が増加。
保護司個人の活動だけでは得られる情報に限界。

保護司の減少

10年間で1,500人以上減少。高齢化も進行。

宮城県内の保護司の数 (H27.7)
現員 751名
充足率 93.1%
仙台市内全保護区 88.9%
石巻保護区 86.7%
⇔ 全国平均 91.2% (H27.1)

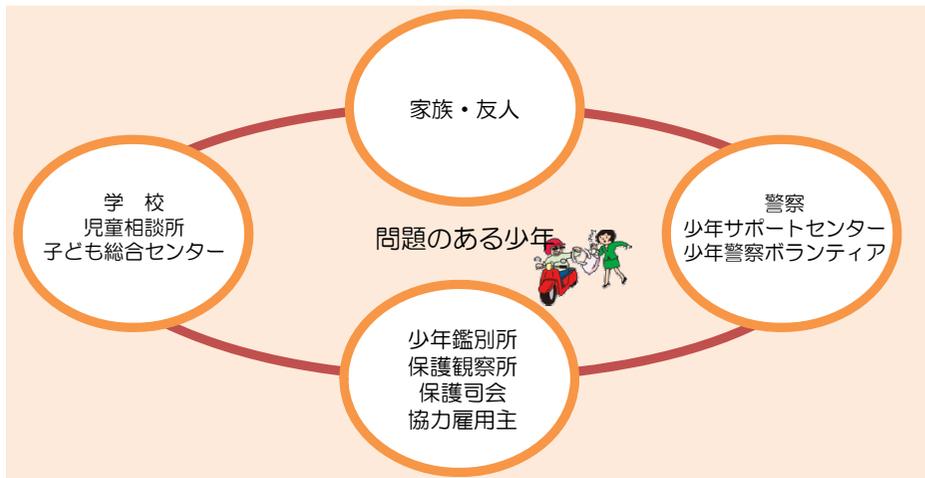
(保護司の人数と平均年齢)



地域で犯罪や非行をした人の立ち直りを支える保護司の活動に対する更なる御協力を

地域の安全・安心な暮らしを守る上で, 犯罪や非行をした人の立ち直りを支える民間の方々の活動は大きな役割を果たしています。一部の地域では, 立ち直り活動を促進するためのネットワークづくりなど, 様々な取組が進められています。

事例1 青少年の非行防止・立ち直りに向けて, 関係機関が問題点や情報を共有し, 取り組んでいる例

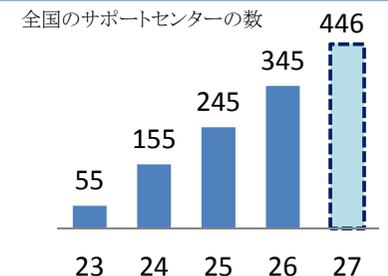


法務省における最近の取組

少年鑑別所・保護観察所では, 地域の青少年の健全育成に携わる機関との関係を強め, これまで以上に, 必要な支援や非行の防止に取り組みます。→ ぜひ, 少年鑑別所へ御相談ください

更生保護サポートセンター

保護司が常駐し, 地域の関係機関・団体との情報交換・会議の場となる拠点づくりを進めています。



※平成28年3月31日までに446か所設置予定

地域の安全・安心な暮らしづくりに取り組む協力雇用主について

出所者等の雇用における課題



犯罪や非行をした人を雇用するには、様々な課題があります。
 そのような事情を承知した上で出所者等を雇用いただく
 “協力雇用主”という制度があります。

出所者等の雇用の伸び悩み

協力雇用主に登録されている企業数は増加。
 しかし、実際に雇用している企業の本数は
 伸び悩んでいます。

	(H27. 4. 1)
宮城県内の協力雇用主の数	637社
雇用実績	32名



仕事を通じて立ち直りを支える協力雇用主の活動推進に更なる御協力を

地域の安全・安心な暮らしを守る上で、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える民間の方々の活動は大きな役割を果たしています。
 一部の地域では、保護司や協力雇用主による活動を促進するための様々な取組みが進められています。



事例2
 仕事を通じて立ち直りを支える協力雇用主の活動を支援する
 国や地方自治体における取組の例

発注工事等の入札における優遇措置

協力雇用主として登録している場合又は協力雇用主として
 保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合、
 社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。
 63の自治体

保護観察対象者の雇用

保護観察対象者を非常勤職員として
 6月間雇用するもの。
 31の自治体

協力雇用主の広報・表彰

協力雇用主の活動に対する社会的な理解
 促進のため、広報(講演会, パンフレット),
 表彰を行うもの。
 一部の自治体

法務省における最近の取組

刑務所出所者等就労奨励金制度の創設 (H27.4～)

出所者等を雇用した協力雇用主に対し、月8万円(最大72万円)を支給する制度。
 出所者等の雇用に伴い生じる経済的な負担を少しでも軽減し、
 継続的に雇用いただける企業を支援。

総合評価落札方式において協力雇用主に対してポイントを加算する取組の実施 (H27.7～)

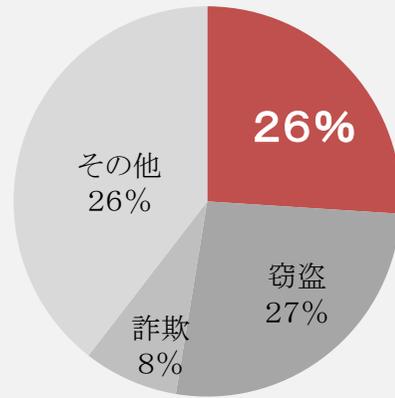
法務省発注の一部工事の入札において、総合評価落札方式による評価に関し、刑務所出所者等の雇用実績のある協力雇用主についてポイントを加算。

薬物依存からの離脱に向けた指導・支援の現状について

受刑者の4人に1人は薬物事犯者

平成26年末の受刑者52,860人のうち、13,750人が薬物事犯者。

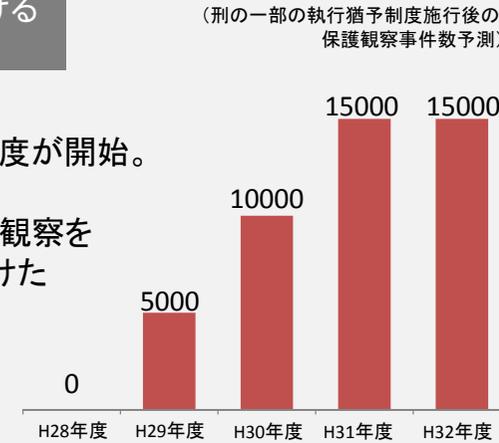
受刑者数では、窃盗に次ぐ2番目に多い。



平成28年度以降、社会で処遇を受ける薬物事犯者が増加

平成28年6月、薬物事犯者に対する刑の一部猶予制度が開始。

刑事施設ではなく、社会において保護観察を受けながら薬物依存からの離脱に向けた処遇を受ける者の増加が予想。



薬物依存のある保護観察対象者とその家族への継続的な地域支援に御協力を

薬物依存からの回復・社会復帰には、刑務所・保護観察所等での指導・支援に加えて、国の支援終了後も、医療・保健・福祉等関係機関において、継続的な指導・支援を受けることができる体制が必要。



刑務所や保護観察所での指導



地域社会において、依存症からの離脱に向けた支援を受けられる機会が限られている
→ 支援が中断してしまう

全国の刑務所や保護観察所において、薬物依存からの離脱に向けた指導を実施。

薬物依存症からの治療回復プログラム(認知行動療法に基づくもの)を実施している機関

刑事施設(76庁)

保護観察所(50庁)

医療機関・・・全国20か所程度
(うち、宮城県に1か所)
精神保健福祉センター・・・14か所 (H27.3)

6,694名に実施

1,200名に実施
別途、簡易薬物検出検査を
3,123名に延べ8,281回実施

薬物等使用歴のある保護観察対象者
年間6,975人(うち、宮城県86人)

(H26)